

平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日時

平成29年10月10日（月）13：00～14：50

2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台3階ホール3

3 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり（14名出席）

4 議事要旨

（1）開会

（渡辺保健福祉部長あいさつ）

- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただき感謝申し上げます。また、本県の障害福祉行政の推進について、日頃から格別の御理解と御支援を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。
- さて、本日は2つの議題について御審議をいただくこととしている。
- 1点目は、昨年10月以来御審議いただいている「みやぎ障害者プラン」の中間案についてである。これまでの協議会では、次期プランの「基本理念」、「計画の期間」、次の計画期間で重点的に取り組むべき「重点施策」、そして基本理念に沿った施策の「各論」について、「素案」という形で御審議をいただき、基本的な了承をいただいたところである。
- 本日お諮りする「中間案」は、プランの位置づけや策定の趣旨、現行プランの計画中に生じた制度改正の概要等をまとめた「総論」、障害福祉に関する基本的な統計データをまとめた「障害のある人の現状等」、そして「プランの推進と進行管理」を追記するとともに、「重点施策」及び「各論」について、前回の協議会等で委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、所要の修正を行ったものである。
- 本日の協議会で基本的な了承をいただいたら、広く県民の皆様の意見を聴く、パブリックコメント等の手続きに入りたいと考えている。
- 議題の2点目は、「宮城県障害福祉計画」の策定である。障害福祉計画は、障害者総合支援法等に基づき、県に策定義務のある計画であり、平成30年度から32年度までの次期計画を策定する必要がある。本日は、計画の概要について御説明するとともに、計画策定に係る県の基本的な考え方について御審議いただきたいと考えている。

- 委員の皆様におかれましては、どうぞ自由闊達、忌憚のない御意見をお願いしたい。

(2) 議題1「みやぎ障害者プラン中間案について」

①事務局説明

(事務局・佐藤課長)

- 「みやぎ障害者プラン」の中間案について今回お示ししているが、昨年の10月に骨格をお示しし、今年の2月、6月に協議会で御審議いただいていた。本日お示ししたものは、これまでの協議会で御審議いただいた御意見や、国で策定作業が行われている第四次障害者基本計画の議論、そのほか県庁内の関係部門との調整を経たものである。
- 本文自体は資料1-1としてとりまとめているが、ページ数が多いことから、本日はA3横の資料1-2「みやぎ障害者プラン」中間案の概要について」に沿って説明させていただきたい。
- まず資料の左上「1 総論」である。こちらは、今回初めてお示しする部分であり、現行プランと新プランを対比させている。総論では、計画策定の趣旨・背景を整理するとともに、基本的な考え方、計画期間を6年間とすること、対象とする障害のある人の範囲、計画の全体構成を記載している。
- 次に、資料の左側中央「2 障害のある人の現状等」を御覧いただきたい。障害者手帳所持者数などのデータを時点修正したほか、今回新たに障害福祉サービス費やサービス事業所等の推移を記載するとともに、前回の協議会で御報告した4千人を対象とした宮城県障害者施策推進基礎調査の結果の概要を記載している。
- 次に、資料の左下「3 重点施策」を御覧いただきたい。重点施策や次の各論については、すでに前回、前々回の協議会で御審議いただき、基本的な了承はいただいているが、今回修正を加えた主な点を「前回からの主な修正点」に整理している。
- 主な修正点だが、まず、「障害を理由とする差別の解消」では、基礎調査の結果を追加するとともに、「みやぎ出前講座」を通じた社会的障壁等への理解促進と、ヘルプマークやパーキングパーミットの検討に関係者の意見を踏まえる旨を追記した。社会的障壁等の理解促進については、前回の協議会で「社会モデル」の考え方を広める必要があるのではないか、という御意見があったことを踏まえている。
- 次に、「雇用・就労の促進等による経済的自立」では、これまでの協議会において、就労支援にあたっては、離職防止や雇用の実情に即した能力開発が必要ではないか、という御意見があったことから、該当箇所にそれらの修正を加えている。
- 次に、「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備と人材育成」では、各種データを最新のものに更新している。

- 資料の右上「4 各論」を御覧いただきたい。「共に生活するために」では、「心のバリアフリーの推進」に、さきほどの重点施策で加えた修正同様、「現状と課題」に社会モデルの考え方を追記するとともに、「みやぎ出前講座」の記載も併せて修正している。また、前回の協議会で御意見のあった、地域交流における学校や関係団体等との連携の必要性について追記している。
- 次に、資料の右下「5 プランの推進と進行管理」を御覧いただきたい。こちらは、今回初めてお示しする部分であるが、プラン策定の経過や、障害保健福祉圏域の設定などを記載している。
- 障害保健福祉圏域について、資料1-1の78ページを御覧いただきたい。この圏域は、地図のとおり7つ設定している。これは、複数の市町村が連携を図り、ネットワークを構築しながら各種の取組を行うことを想定した区域である。
- 他方、高齢者福祉圏域については、医療における二次医療圏を一致させることとされており、それは地図上の点線で区切った4圏域となっている。例えば気仙沼・石巻や、栗原・登米・大崎の高齢者福祉圏域は一つである。
- 障害保健福祉圏域についても、この4圏域とすることも考えられるが、障害福祉分野では国から統合を求められていないこと、よりきめ細かなサービス提供体制の整備等の観点から、国からは4圏域とすることに否定的な考えが示されていることから、従来どおり7圏域に設定している。
- 以上が、障害者プラン中間案の概要である。今後については、県民の皆様から広く意見を伺うパブリックコメントを実施するとともに、主な関係団体に直接お伺いの上、プランの概要について御説明したいと考えている。
- また、本日委員の皆様方からいただいた御意見はもちろんのこと、パブリックコメント等で寄せられた御意見、後ほど御説明する障害福祉計画の動向、そして国の第四次障害者基本計画の議論等を踏まえ、来年2月を目処に最終案を策定し、再度この協議会にお諮りする予定である。

②質疑応答

(阿部会長)

- ただいま説明のあった「みやぎ障害者プラン」については、昨年10月に「全体の骨子」、今年2月には「重点施策」、そして前回6月には「各論」について皆様に御審議いただいていた。今回はこれらに加え、資料1-1の「1 総論」、「2 障害のある人の現状等」、「5 プランの進行管理」を追加し、さらに前回まで御審議いただいている重点施策や各論について、皆様からいただいた意見等を踏まえ、所要の修正を行い、中間案としてとりまとめたとの説明があった。
- また本日、協議会での了承を得た場合は、約1か月間のパブリックコメントを実

施し、県民の意見を広く聴取するとともに、主要な関係団体には、事務局が直接説明し、意見を伺うとのことであった。ただいまの事務局からの説明に対し、御質問や御意見をお願いしたい。

(佐藤(由)委員)

- 20ページの「平成28年度調査の概要」について、みやぎ障害者プラン中間案に記載はないが、障害者基本計画の案12ページには、障害のある女性は障害に加え、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれていることがあると記載されている。この部分について、女性差別撤廃委員会が調査を求めているが、いまだにほとんど手つかずというのが現状である。今回の調査においても、性別として女性というものがわかるのであれば、障害のある女性がどういった経済的状況にあるかといったことや、就業の問題ではどうなのかということを取り上げられないか。

(阿部会長)

- 女性に対する性差別や不利益な状況が問題視されているため、調査の中でピックアップというか、スポットライトをあてて取り上げることは出来ないか、という提案であったが事務局としてはどうか。

(事務局・佐藤課長)

- そういった作業をしてみる。その結果、御指摘にあったとおり、女性が特に経済的に苦しいという状況がわかれば、委員の御指摘を踏まえて取り上げていけるよう、調整をしていきたい。

(佐藤(由)委員)

- 将来の問題ではあるが、せっかく調査をしているのだから、国も始めると思うが、どのように複合的差別の立場に置かれているか分かるような調査項目を是非次回から加えていただきたい。

(阿部会長)

- 次回からの調査に向けて積極的な御提案をいただけたと思う。事務局から応答いただきたい。

(事務局・佐藤課長)

- 今回の調査でも性別を把握しており、性別ごとに集計し、特色をみていくことは可能であるため、そのような作業をしていこうと思う。次回の調査についても委員の御意見を踏まえ考えていきたい。

(阿部会長)

- 佐藤委員からいただいた意見の中に「複合的差別」という言葉があった。そういった問題についても眼差しを送ることが大切であるとのことであったが、事務局のほうで「複合的差別」に関心を寄せた場合の質問項目のあり方等をご教示いただく

ことがあるかもしれない。その際はよろしくお願ひしたい。

(森委員)

- プランは6年間ということだが、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックがある。障害者団体はパラリンピックに非常に期待をしている。52～53年前の東京オリンピック・パラリンピックでは私はまだ中学生だったので、パラリンピックへの印象はないのだが、前回や前々回のパラリンピックを見ると期待値が大きい。その中で、プラン48ページにも東京2020オリンピック・パラリンピックの記載があるが、これを踏まえた具体的な施策はないのか。団体でも考えているが、県レベルではどうか。
- もう一点は、21ページの「障害者の所得の問題」に関して、私は障害者の所得、医療、サポート体制が非常に重要ではないかと考えている。基礎調査で調べたと思うが、障害者の所得の状況がどのようなものであるか、プライベートな部分もあるとは思いますが、所得の実態もプランの中に取り入れることは出来ないか。
- さらにもう一点、サポート体制について、障害者の相談員というものがいる。そういったピアサポートの存在意義や障害当事者団体、障害者支援団体にもスポットをあてていただきたい。なぜそう思うかという点、今年の2月20日に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が関係閣僚会議において決定されている。計画の柱に「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」がある。心のバリアフリーをどうやって広げていくかの議論の中で、5つの領域をはっきり分けて書いている。例えば幼稚園、保育園から大学までの「学校」や、「地域」のほか、「障害のある人」による取組も記載されており、障害者団体が心のバリアフリーに取り組むべきだとしている。今までこういうアプローチはなかったと思うので、宮城県の障害者プランにおいても、ピアサポートの存在や障害当事者団体、障害者支援団体をしっかり捉えていただきたい。この委員会の構成も、我々は個人として出ているのではなく、団体の代表として出ているので、障害当事者団体や障害者支援団体を何らかの形で位置付けられないかと思う。

(阿部会長)

- 3点あったかと思う。1点目、2020年の東京オリンピック・パラリンピックと連動する形で県の事業を考えられないかということであった。2点目、障害者の所得について、実態調査を踏まえた形で中間案のなかで活かさないか、あるいは既に活かしているとしたらどのような形で活かしているのかということであった。3点目、当事者の相談員ということでピアサポートや障害当事者団体や障害者支援団体の存在意義にスポットライトを当てたような案がどこかに入らないかという提案があった。以上3点について事務局から説明いただきたい。

(事務局・佐藤課長)

- 1点目のパラリンピックに関して、この場ですぐ回答することは難しいが、おっしゃる通りである。よいタイミングであるので何が出来るか考えて、相談させていただきたい。
- 所得については把握しているが、どの程度信憑性があるかといった点で不透明な部分がある。21ページの②の「何を望むか」という項目について「年金などの充実」、あるいは「働ける場の確保」、「医療費の軽減」等を挙げている方が多く、やはり所得や医療に関する要望が強く出ていると思う。今御指摘もあったため、どの程度の所得水準にあるのかということに関して、データの信憑性もあるので案に盛り込めるか検討させていただきたい。
- 心のバリアフリーのために団体にスポットを当てることに関しては、現在県でも、関係団体の皆様に仕事を委託していることもあり、関係団体の皆さんに仕事をしてもらって何とか動いているというのが現状である。そういった状況や今後の考え方が分かるような書き方になるように工夫していきたい。多少修正を加えて再度御相談させていただきたい。

(阿部会長)

- 1点目のオリンピック・パラリンピックについてはただちに回答することは難しいと思うが、検討、相談させていただきたいとのことであった。2点目の調査結果については、どこまで信憑性があるかという微妙なところもあるので、少し精査したいということであった。3点目については、もっともなことであり、団体と協調するような書きぶり、重要性をはっきりわかるような書きぶりについて検討したいということであった。

(目黒委員)

- しばらく前のことではあるが、先ほども挙げた女性の性差別について、宮城県は障害者が妊娠しないように手術をした人の数が全国で最低レベルだということを新聞で読んだことがある。自分が望む地域で暮らせるようになるということは美しいが、不妊手術を普通だとする地域性があったのではないか。女性差別についての検討についてはプランを読んでもわからないので、地域に住んでいる障害のある人が、自尊心をもって、自分達のプランだということがわかるような、ダイジェスト版のようなものが必要ではないか。プランは全てが「助けてあげるためのプラン」に読めてしまい、障害のある人自身が主体だということがわかりにくい。もっと子供達の自尊心を育てるもの、自分たちのプランだということがわかるものがほしい。

(阿部会長)

- ダイジェスト版は作成するのか、もし作成するのであれば、障害を持っている方、特に子供達にとってもわかりやすいものが必要ではないかということであった。また、パターナリスティック、温情主義とでもいえる「やってあげる」という視点を

感じさせないような配慮とともに、自分達にとって大切なプランだということが伝わるようなダイジェスト版にしてもらいたいとの提案であったがどうか。

(事務局・佐藤課長)

- 検討させていただきたい。

(阿部会長)

- 大切だと感じたのは、障害のある人や子供にとってもわかりやすいダイジェスト版というのは、私にとってもわかりやすいと同時に、普通の小中学生にもわかりやすいものであると思う。大変だとは思いますがよろしくお願ひしたい。

(下山委員)

- 33ページに「自らの望む地域、場所で暮らせるための環境整備、人材育成」とあるが、障害のある人が自分の住みたい場所に本当に住めるのか、と疑問に思う。障害が重い人達は自分の住みたい地域があっても住める場所がないというのが現実である。グループホームでも、障害が重い人は入るところがない。地元の多賀城でも障害の軽い人が入る所はあるが、障害が重い人は「うちのグループホームに合わない」と言われ、親が入れたくても入れる場所がないというのが現状。理由としては、障害が重くなると世話人が一対一で接するのではなく、二対一で接さなくてはならないため人件費がかかってしまう、ということが挙げられる。赤字にならずにトントンで経営できればいい方で、赤字になっているグループホームが多く、グループホームをやるという手が挙がりにくい。人件費の問題はなんとかならないのか。
- また、グループホームの子が親元へ帰ると、その分の報酬が支払われない。しかし、グループホームに残っている人がいると、世話人がいる必要があるが、世話人に払う人件費が膨大で、自分が利用しているグループホームだと年間360万円の赤字である。法人が大きいので経営していけるが、普通は難しい。これは就労継続支援B型などでも同じ。報酬が日割り計算のため、利用者が休むとその分報酬が引かれる。だが、利用者が少なくとも職員が休むわけにはいかない。日割り計算は障害のある人が使いやすくなるという面はあるが、経営としては難しい面がある。
- もう一つ、こども病院と合併した拓桃医療療育センターから、自分の子供も含め、「大人になったから退院して」と言われた。自分の子供は麻痺がひどいわけではないので退院しても生活できる。ある40歳を過ぎている重度のアトピーの人は、ボトックス注射により緊張が緩和される。しかし、拓桃医療療育センターを退院して紹介先の病院へ行くように言われたものの、紹介先の病院では「首に打つ注射は経験がないのでできない」と言われたようだ。その人は首に注射を打ってもらえないので、緊張がひどく、食事もできず、泣くことしかできない。脳性麻痺なので、頭の中は普通の人と変わらない。美田園のリハビリテーション支援センターに行くように言われたが、普通は注射とリハビリはワンセットということであった。9月

2日の肢体不自由児の東北ブロック大会でもその母親が現状を県に伝えたいと言っていた。

- 救われない命が救われるということもあり、こども病院ができたことはとてもいいことだと思うが、子供は皆大人になる。大人になったときに、「ここは卒業です」と言われても、行く先がない。親にすると、子供から「私は死ねというの?」と切ないことを言われてしまう。退院後の受け皿がない状態で退院するように言われても困る。注射を打ってくれる病院がないので退院しないと頑張る母親もいるが、紹介先の病院に行けば注射してくれると思って退院する素直な母親は、現実には紹介先の病院では注射はできないと言われて困ることがある。
- 以前は大人になっても拓桃医療療育センターにいてもいいと言われていたが、結局大人になると退院するように言われる。県としても、親子で路頭に迷う人がいるということにスポットを当てて、麻痺がひどい子の現実を見てほしい。アテトーゼの子は、緊張がひどいため、地域で暮らしたいと言っても見てくれる病院がなかなかない。もしボトックスを間違えて注射してしまうと、4ヶ月間は注射が打てないそうで、間違われると大変である。もう少し私たちの目線で見えていただきたいのでよろしくお願ひしたい。

(阿部会長)

- 中間案において、障害を持っていても自分の住みたい場所で生活できることの実現を目指していく、という部分に関して、県のほうに現実を踏まえた要望が2点あった。1点目は、地域生活を可能にするにはグループホームが不可欠であるが、報酬の構造的な問題により運営が赤字になりがちで、新規の参入が妨げられていることから、県独自の施策があれば御紹介いただきたいし、なければ県として国へ働きかけてほしいということ。2点目は、拓桃医療療育センターにおいて、児童から成人になるということで転院を求められたが、紹介された医療機関との連携が十分でない現実があることについて善処していただけないかという点である。事務局としてはいかがか。

(事務局・佐藤課長)

- グループホームに限らず、国が定めている水準が本当に実態にあっているのかということは県としても疑問に思うところである。県としては、国へ適正な水準にして欲しいという要望は出している。国も、重度の障害を持っている人を受け入れたグループホームについては、報酬を加算するといった話も出てきている。実態にそぐわない水準については粘り強く国に働きかけていきたい。
- グループホームの絶対数が不足しているという点に関してもおっしゃる通りで、特に重度の障害、精神障害を持っている方が入れるグループホームが足りない。国に要望を出しても2～3割しか採択しないことから、県では昨年度から、国の補助

金が受けられないものについて、県が補助金を肩代わりして出すという制度を設けた。県の限られた財政の中での支援であるため、いくつも建てるということは難しいが、少しでも増やせるようにしていきたい。もちろん、国に対し、財源を確保するよう要望は続けていきたい。

- こども病院に関して、職員があらかじめ問題を伺っていたことから調べたところ、子供の予約が数ヶ月先まで埋まっており、大人の方は他の病院へ移る事が出来るなら、他の病院を紹介していることは事実である。ただ、その紹介された病院できちんとした治療をしてもらえないというのはおかしな話であると思う。しかし、こども病院は現在県の組織ではなく、県とは独立した法人であるため、県で指示するような体制を取ることは難しい。そのため所管している医療政策課を通じて病院のほうに伝えていきたいと思う。

(岩佐委員)

- 発達障害についてお聞きしたい。自分は障害者職業センターで就労の支援をしているが、手帳を持っていなかったり、自分が発達障害なのかははっきり分かっていなかったりする人が来るため、その段階から相談に乗らなくてはならないため困っている。他府県ではこういったケースはほぼなく、何に困難があるのか、または手帳を持っていて、自分の特性がどのようなもので、自分にどのような配慮が必要か分かっている人が来る。宮城県はそのような状況になっていないため、就職するまでに時間がかかる等の問題がある。今回は、「えくぼ」の機能強化ということが記載されており、確かにそれは重要なことである。他府県では市町村に発達障害者支援室や支援センター等の一次相談が出来る場所を設けているところもある。そういったところが一次相談を受けてくれると「えくぼ」も本来の業務に重点化できるのではないか。そういった整理ができていないので、様々な業務が「えくぼ」に集中してしまうのが現状ではないか。そういった部分の将来的な構想は何かあるのか。

(阿部会長)

- 発達障害の一次相談窓口を市町村に設けることへの将来構想はどのようになっているかについてだったが、いかがか。

(事務局・佐藤課長)

- 発達障害に限らず、基本的には市町村が最初の窓口。市町村がお子さんの健診をし、その過程で発達に気になるところがあればそこから相談を受けるというのが本来の手順であるが、そういったことを市町村単独で行うことは難しいというのが現実である。県内の発達障害者支援についてはいろいろな問題がある。今発言があったように、診断を受けていない方が多く、それが円滑に就労出来ない原因になる。そもそも自分が発達障害であるか分かっていない場合もあるほか、市町村の健診で気になる部分があったとしても、そこから専門機関で確定診断を受けるまでに何ヶ

月待ちになることに加え、そこで診断がついたとしても身近に適切な療育を受けることが出来る事業所がないなど、問題が多いことは認識している。将来構想という話であったが、我々もどのように進めたらよいのかを検討している段階である。昨年松島町をモデルとし、町の健診で発達に気になるお子さんがいれば、そのお子さんと親御さん、松島町の保育園や幼稚園の先生方に児童館に来ていただき、そこで発達障害を専門とする大学の先生と一緒に、接し方や療育の仕方を学んでもらう機会を設けている。松島町には専門機関がないが、保育園や幼稚園の先生がそういった知識を学んでいただければと考えている。それが上手くいけば、他の市町村にも広め、身近なところで適切な療育を受けることができるようにしたい。

- 「えくぼ」に関して、宮城県の発達障害者支援センターは一箇所であり、人員の規模もさほど大きくはない。国も複数設置を求める方針を出してきており、「えくぼ」の機能を強化していきたい。本日、今後の方針を示すことは難しいが、間違いなく強化の方向で取り組ませていただく。

(阿部会長)

- 後半、委員の方からいただいた話は、みやぎ障害者プラン中間案と対比させて、現状の施策はかなり不備があるのではないかとということであった。まだ意見はあるかと思うが、本日はプランの中間案としてお諮りしているところであり、ここまでの意見を振り返らせていただく。佐藤委員からは、障害がある人の現状等の中で、女性としての立場からみた複合的差別についてコントラストをつけた書きぶりにできないか、現状からいってその必要があるのではないかとということであった。森委員からは、障害者の所得の問題についてもう少し踏み込んだ書き方が出来るのではないだろうかということであった。この点については、データの確度を精査した上で事務局が検討するというところであった。また、当事者の相談員、ピアサポート等の意義について強調してはいかかという点について御指摘をいただいた。これらについては、事務局から、統計データの確度の問題は別にして、対応を積極的に考えたいということであった。
- その他として、目黒委員からはダイジェスト版のあり方について提案があった。下山委員からは、グループホームや医療の問題についての意見があり、岩佐委員からは、地域社会に近い所で発達障害に関する手帳取得の問題を対応できないかという話をいただいた。以上、いくつかの修正意見や提案をいただいたが、それらを含めて本日中間案として御了承いただけないかということをお諮りしたい。
- 冒頭の部長のあいさつや事務局の説明にあったように、今後パブリックコメントを受けて対応を求められる部分もあるかと思うので、本日出された意見も含めて、最終的には皆様の御了承をいただくこととなる。とりあえず中間案としてパブリックコメントを受けるため、御提案いただいた内容の修正については可能な限り修正

対応していただくということで御了解いただいてよろしいか。

(佐藤(由)委員)

- 最近の国際ホテルの件で大きな問題となっているが、障害のある人の雇用の定着が難しいのではないかと考える。私の受けている案件でも、障害のある人に対する職場の理解というものが進んでいない。国際ホテルの彼女も肢体不自由だが、私の依頼者も肢体不自由。他の人達と同じペースで動けないということが、ああいった虐待の原因となっているわけだが、どのように雇用の定着を図るのか。心のバリアフリーという話もあったが、職場の理解はまだまだ進んでいない。そのような状況の中で、54ページの啓発活動の推進のところで、もう少し踏み込んだ書き方は出来ないものか。特に3番目、4番目をもう少し踏み込めないか。ああいった事件が起こらないような、県としての考え方を示す必要があると思う。

(阿部会長)

- 河北新報にも大きく取り上げられたが、障害者の雇用の定着について、職場の理解が足りないという問題もあるのではないかと、もう少し踏み込んだ書き方が54ページの3番目あたりで出来ないかということであった。いかがか。

(事務局・佐藤課長)

- 承知した。そういった方向で検討し、また相談させていただきたい。

(阿部会長)

- 私の思いつきではあるが、「職場の理解も大変重要なものとなっております」という言葉や配慮があってもいいかなと思った。

(事務局・佐藤課長)

- この協議会はこれまで経済界の方に参加いただいていたが、こういった問題を踏まえて、昨年から商工会議所連合会と商工会連合会の方にも参加していただいている。そういった繋がりも活用して、企業にも理解していただけるように取り組んでいくことを念頭に書き方を検討していきたい。

(阿部会長)

- 佐藤委員から出された意見を含めて、事務局には知恵を絞っていただくということでお認めいただきたいがよろしいか。

(森委員)

- 44ページに「情報のバリアフリー」という表現があるが、「アクセシビリティ」と表現した方が良いのではないかと考える。巻末の用語集にもアクセシビリティの用語があるし、権利条約の関係でアクセシビリティという言葉が前面に出ているので、ニュアンスとしてこちらの方がいいと思うがどうか。

(事務局・佐藤課長)

- 前回の協議会で、志村委員から「情報のバリアフリー」という言葉の提案があり、

それを反映した。前回いただいた意見と今回いただいた意見を踏まえてもう一度お二人に相談させていただきたい。

(阿部会長)

- 今回の中間案について、皆様からいただいた意見や提案を踏まえて修正を加え、パブリックコメントへ移ることにさせていただきたい。それでは、この議事については了承とし、次の議事に移りたい。

(3) 議題2「宮城県障害福祉計画について」

①事務局説明

(事務局・佐藤課長)

- それでは、「宮城県障害福祉計画」の策定について御説明させていただく。A3横の「資料2-1 宮城県障害福祉計画の策定について」を御覧いただきたい。
- 「1 計画の概要」だが、この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、県と市町村に策定義務のある計画であり、宮城県内の全市町村において計画策定作業が始まっていると思われる。計画には、大人の障害者に関する「第5期障害福祉計画」と、改正児童福祉法による障害児に関する「第1期障害児福祉計画」の両方を盛り込む必要がある。
- わかりにくいので「みやぎ障害者プラン」との違いを御説明させていただく。
- 根拠になっている法律が異なるが、「みやぎ障害者プラン」は県の障害者施策の基本的な方向性を定める計画であるのに対し、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの見込量や成果目標等について定めることとなっている。
- 計画の期間は、国の基本指針において、全国一律で平成30年度から平成32年度までの3年間となっている。
- 計画の策定に当たっては、国の基本指針に即し、市町村計画との整合性を図る必要がある。サービス見込量等は、基本的には市町村計画の積み上げとなる。
- 障害福祉計画の策定に当たっては、プランと同様に「障害者施策推進協議会」の意見を聴かなければならないとされており、この協議会でお諮りする。
- 次に、「2 計画で定める内容」を御覧いただきたい。障害福祉計画は、法及び国の指針により、11の項目について記載することとなっている。この中には「必須項目」、「努力項目」、「盛り込むことが望ましい項目」と区分があるが、県としては、全ての項目について定める予定である。
- 次に、資料の右上、「3 策定の進め方」を御覧いただきたい。まず、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」については、一体の計画として策定したいと考えている。
- また、市町村計画との整合性を図る必要から、資料に記載のプロセスのとおり、

本日を含めて、計3回の協議会での審議を予定しているが、その間、市町村計画との調整も行っていく。

- 「4 本日お諮りする事項」を御覧いただきたい。本日は、「(3) 提供体制の確保に係る目標」のうち、成果目標の設定に係る県の考え方について、御了解をいただきたいと考えている。
- なぜ御了解をいただきたいかという点、成果目標については、例えばどの程度グループホームが必要か、サービスはどの程度必要か、どの程度の市町村計画であれば目標を達成できるかなど、影響が大きいためである。
- 具体的には、A3横の「資料2-2 県の成果目標設定の考え方について」を御覧いただきたい。5つの大項目と、15の小項目がある。
- 県としては、可能な限り国の指針に即した目標を設定したいと考えている。例えば、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉による協議の場の設置については、県、各圏域、各市町村に一つずつ設置することとなっているが、県としてもこれを成果目標として採用したい。また、精神病床における長期入院患者数も、国が示した算出式どおりに設定したい。
- しかし、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る「地域生活移行者数」及び「施設入所者数の削減」は異なる。例えば、国の指針では、地域移行者数は、施設入所者数の9%プラス第4期計画の未達成分とすることとされている。ところが、実際には、第4期計画の目標210人に対し実績の見込みは約70人であり、国の指針がやや現実離れしており、この数値を採用したときに、サービス供給量との齟齬が生じると考えている。
- 我が県では、障害者自立支援法が施行され、障害福祉計画の策定が義務づけられた平成18年以前から、障害のある人の地域生活への移行を積極的に進めてきた経緯がある。
- また、今年4月時点の施設入所待機者数がのべ470人と増加傾向にあること、また前回の協議会で御説明したアンケート調査の結果において、「将来住みたい場所」に「施設への入所」を希望する方が一定数いたという現状もある。市町村では、障害者の状況を踏まえた上で支給決定しており、現実的に地域生活へ移行できるかどうかを属人的に見極めながら目標を定めることとなる。こういった事情から、この2つについては、市町村の目標を積み上げたものを目標値としたいと考えている。

②質疑応答

(阿部会長)

- 本協議会での審議が義務づけられている「第5期障害福祉計画」及び新たな「第1期障害児福祉計画」について、一体のものとして策定することが資料2-1に基

づき説明された。特に「策定の進め方」と、「成果目標」の設定に係る県の考え方について審議いただきたいとのことであった。

- 資料2-2では、基本的には、国の基本指針に即した目標設定を行っていく予定ではあるが、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標値については、市町村計画との整合性、宮城県の実情、当事者の方々の意向などを勘案した場合、国の指針どおりの設定は現実的ではないと考えているとの説明があった。よろしく御審議を賜りたい。

(目黒委員)

- アンケート調査結果の「将来住みたい場所」に「施設への入所」を希望する方が一定数いたというのは、現在地域でグループホームに住んでいる人達が幸せでないということなのかと思った。施設から移行すればいいという問題ではなく、地域での小さな環境の中で、皆が憧れるような地域生活をしている実例を少しずつ増やしていくならばOKだと思う。

(奥田委員)

- 施設側の当事者としての意見であるが、福祉施設の利用者の地域移行は現実的にはなかなか難しいところがあるように思う。実際に平成6年頃から、施設の中でもある程度自立している方が地域へ移行していったが、残っている方々は重度・高齢の方が多く、地域移行が難しい。また、地域に移行した方々が年々高齢化し、普通に生活することが難しくなっても、戻る施設がないというのが問題として現れている。障害者施設では待機者もおり、入ることが難しい。だからといって高齢者施設に入れるのかということと障害の特徴があるゆえ入ることが出来ない。地域移行に関しては、現実問題とのすりあわせが必要なのではないかと思う。

(関本委員)

- 精神病床における早期退院率に関して、退院したが半年も経たないうちに再入院した人の割合というのはどういった扱いになっているのか。

(事務局・大場専門監)

- 再入院の場合であっても、3ヶ月、6ヶ月時点の退院はどうかということを見るので、再入院の方を取り出してどうか、という見方はしていない。

(齋藤委員)

- 地域生活移行者と施設入所者数の削減に関して、市町村の現状を見つめた上で目標を設定したいということであった。私は現場で地域移行に携わった経験があるが、人それぞれ抱えている問題も課題も異なる。さきほども話があったように、出たはいいものの年をとり、また家族も年をとることで、また施設に戻りたいという方もいる。そういった事情を市町村はある程度把握している。そのため、国の目標値というよりは、やはり市町村の実情を踏まえて、一人一人が見えるような方針で進ん

だ方が現実的ではないかと考える。

(阿部会長)

- 県の考え方はよく分かった、という意見があったと思う。

(目黒委員)

- 重度高齢化した障害を持っている方の生活は、大きいところよりも小さいところのほうが絶対良いと考えている。重度高齢化するから地域移行が出来ない、という話ではなく、そういった人達のケアを小さいところで行った成功例を増やしてほしいと思う。「出来る人から移行させる」ということは当たり前であり、そうではなく、入所者を移行させるのであれば、重度の人のための手厚い、皆が憧れる環境を作してほしい。
- 精神医療の再入院に関して、数字が問題なのではなく、連携が最も重要であると考える。病院を出た瞬間、これまで築いてきた生活が崩れてしまい、再入院となった際の周辺の疲労ということも考えられる。医療、保健、福祉関係者らの連携がなされていないうちは退院させてほしくないと思う。連携がきちんとなされていった例を増やしていくことが重要ではないか。

(阿部会長)

- 今回お話ししているのは、どういう人の地域移行を促進していくか、地域移行への必要性が薄れているのではないかという話ではなく、県が目標値を設定することを求められている中で、国が示した算定式に基づいて目標値を設定するのではなく、これまでの経緯等を踏まえてより現実的な目標値にとどめておきたいという、目標値の設定の仕方についての考え方であったことを御了承願いたい。目黒委員から御発言があったことは、別の次元の話として、協議会のメンバーや事務局は十分意識していることだと思うので、安心していただきたい。本日のところは、数値の目標をどう立てるか、ということであると御理解いただきたい。

(事務局・佐藤課長)

- 会長がおっしゃるとおりである。地域生活移行の努力をこれまでより怠るということでは決してなく、進めていきたい。だが、その速度として国が示した数値が現実的ではなかった。確かに、重度の方でも暮らせるような、例えば医療的ケアができるようなグループホームを将来しっかり考えていく必要があるというのは目黒委員のおっしゃるとおりだと思う。もちろん、それに対応できる看護師はどこにいるのかということも考えると難しい面はあるが、方向性としては目黒委員に賛成である。これはあくまでも数値目標であることを御理解いただきたい。

(阿部会長)

- 本日県の方から説明のあった、提供体制の確保に係る目標についての県の考え方、策定の進め方を了承いただければ、策定の進め方にあるとおり、11月の中旬に再

び施策推進協議会で障害福祉計画の中間案に関する諮問をさせていただきたいということであったが了承としてよろしいか。(異議なし) それでは、この議事については了承とし、本日の議事は終了となるが、事務局から今後のスケジュールについて説明があるということなので、お願いしたい。

(4)「計画策定に係る今後のスケジュールについて」

①事務局説明

(事務局・佐藤課長)

- それでは、今後のスケジュールについて御説明させていただきたい。A 4 横の「資料3」を御覧いただきたい。
- まず、「みやぎ障害者プラン」に係る今後のスケジュールだが、本日の御意見を反映するため少し遅れるかもしれないが、今月下旬頃から約1か月間、県民の皆さんから広く意見を伺うパブリックコメントを実施する予定である。
- その後、最終案を調製し、来年2月に開催予定の第4回施策推進協議会の場で御審議いただきたいと考えている。また、県議会にも報告することとなっている。
- また、「障害福祉計画」については、本日、県の成果目標に係る基本的な考え方について御了承をいただいたので、来月中旬に開催予定の第3回協議会の場で、計画の中間案をお示しし、御審議いただきたいと考えている。
- その後は、12月頃にパブリックコメントを経て、市町村計画の状況も照会した上で、2月開催予定の第4回協議会の場で、障害者プランと併せ、最終案について御審議いただきたいと考えている。こちらも、県議会に報告することとしている。
- 委員の皆様におかれては、御多忙のところ恐縮だが、なにとぞ御協力いただきたい。

②質疑応答

(阿部会長)

- 資料3のとおり、「みやぎ障害者プラン」については、中間案に関するパブリックコメントと議会への報告を経て、2月の協議会で最終案について審議するということであった。「障害福祉計画」については、来月の協議会で中間案を審議し、パブリックコメントと議会報告を経て、2月の協議会で「障害者プラン」とともに最終案について審議するとのことであった。ただいまの事務局からの説明に対し、御質問はあるか。(質疑なし)

(佐藤(由)委員)

- 情報提供だが、さきほど目黒委員から強制不妊手術の話があったが、これは旧優生保護法下における強制不妊手術の話である。日弁連では、旧優生保護法下での強制不妊手術あるいは強制断種手術については、当時法律に基づいていたとしても人

権侵害であるとして既に意見書を出している。興味のある方は日弁連のホームページへアクセスしてほしい。

(阿部会長)

- これで議事の一切を終了し、進行を事務局にお返しする。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただいたことに、感謝申し上げます。

(5) その他

(小幡委員)

- 来年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げとなる。法定雇用率は、国の方で5年に1度全国的な調査を行い、仕事を探していたり、働いていたりする障害者の方がどの程度の割合いるのかを調べている。今回の変更点として、調査対象に新たに精神障害者の方が加わった。結果的に、民間企業の法定雇用率が2.0%から来年4月に2.2%に引き上がる。さらに、来年4月から3年を経過するより前に2.3%となる経過措置を設けた仕組みになっている。企業様を始め、皆様への周知の御協力をお願いしたい。
- 続いて資料の裏面に養成講座の案内がある。これは今年度から新たに始まった、職場定着へ向けた職場の理解促進のための事業である。これまで、支援者や専門家に向けたセミナーや講座はあったが、今回の講座は障害者と共に働く一般の従業員を対象としたものである。9月にハローワーク仙台で第1回目を行い、100名程度の方に参加いただいた。今後、今月に大崎、年明け1月に仙台で行う予定であるため、法定雇用率と併せて周知していただけたらと思う。詳細については労働局のホームページの最新情報を御覧いただきたい。

(目黒委員)

- 10月29日に50周年記念の講演会を企画している。現在、発達障害については世間の関心が集まっているが、強度行動障害や障害の重い子供やその家族について声を上げる人がいない。この機会に自閉症協会の市川会長とのぞみの園の志賀さんに来ていただくことになっている。会場から質問をたくさんしてもらい、それを皆で情報共有するような形で進行していくので、皆様にも参加していただきたい。

(以上)